

災害に備えて「今」できる準備をしておきませんか？

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ
～避難行動要支援者名簿への登録や個別避難計画の作成について～

こべつひなんけいかく



～いまでできること①～

「避難行動要支援者名簿」に登録し、

避難支援に関わる方への情報提供に同意しておきましょう。

まずは自分が支援を必要としていることを周りの方に知っておいてもらうことが大切です。

「避難行動要支援者名簿」とは、

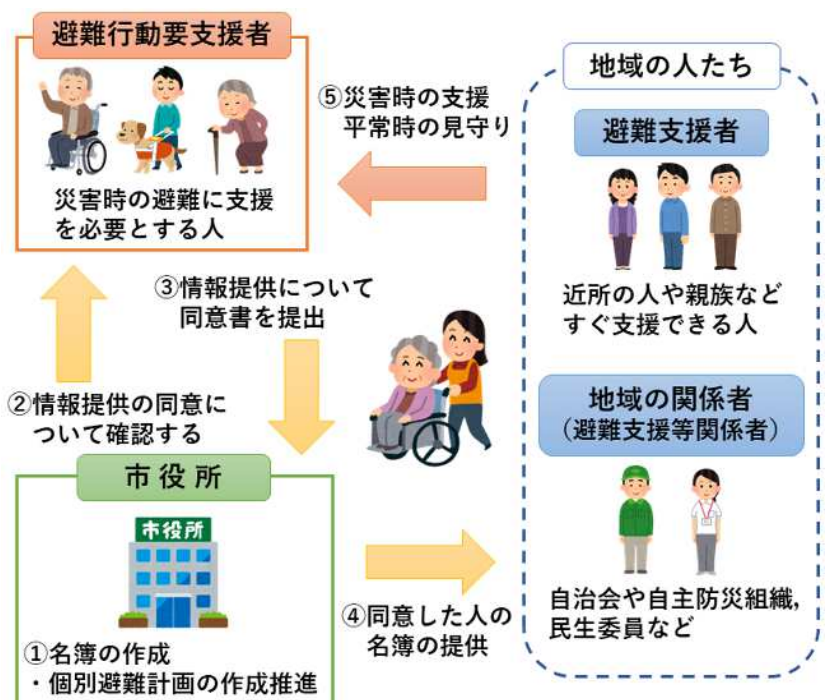
災害時に自力で避難することが困難な方（避難行動要支援者）の名簿を作成し、
避難支援に関わる関係者に提供して、避難支援などに活用するものです。

■名簿の対象者 対象者は、以下の要件に該当する方です。（施設入所者を除く）

- ① 介護保険法に基づく要介護3以上の高齢者
- ② 身体障害者手帳の交付を受け、視覚・聴覚・肢体不自由・呼吸器機能に係る障害の程度が1級～2級の障害者
- ③ 療育手帳の交付を受け、障害の程度が㊦からAの2の障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級の障害者
- ⑤ 指定難病医療費助成受給者又は小児慢性特定疾病医療費助成受給者のうち、人工呼吸器等装着者
- ⑥ その他特別の事情で避難支援を希望し、市長が認める人

■名簿の作成から活用までの流れ

- ①市が保有している情報に基づき、名簿を作成。
- ②市から対象者に対し、平常時から地域の関係者（避難支援等関係者）へ名簿情報を提供することについての、同意書（様式2 登録申請書兼 情報提供同意書）を送付。もしくは市役所窓口で案内。
- ③対象者から市へ同意書を提出。
- ④同意していただいた方のみを掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成し、地域の関係者へ提供。



- ⑤災害時の安否確認などの避難支援や、平常時の防災訓練や個別避難計画の作成に活用。

■名簿に記載される情報

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急連絡先、避難支援を必要とする理由など

■名簿の提供先（避難支援等関係者）

消防、警察、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、福祉避難所施設管理者など、避難支援の実施に携わる者



～いまでできること②～

災害時の避難先や支援方法などについて「個別避難計画」を作成し、支援に関わる方と計画書の内容を共有しておきましょう。

ご家族や支援してくれる方と話し合いながら、災害時の避難について考えておくことが大切です。

「個別避難計画」とは、災害時に『どこへ』『誰と』『どのように』避難するかなどを具体的に決めておき、災害に備えるための計画です。



■計画作成の対象者

個別避難計画は、避難行動要支援者名簿に登録されている方が対象となります。

■計画作成へのご協力をお願い

八千代市では、現在、民生委員や自治会、社会福祉協議会の支会などの地域の関係者にもご協力を依頼しながら、個別避難計画の作成を進めています。

基本的には、まず本人や家族の方の記入により個別避難計画を作成いただきます。計画における避難支援者（避難を支援してくれる人）についても、原則として、近所の人や親族、自治会など、普段からお付き合いがあり支援いただける方・団体の名前を記入いただくこととなります。（避難支援者が見つからない場合は、未記入でも構いません。）

また、本人の状況や避難支援の優先度に応じ、計画作成のために必要な範囲で、市職員や関係者をご自宅へ訪問等させていただく場合があります。その際は、災害へ備えるための計画作成の必要性をご理解いただき、積極的なご協力をいただけますようお願いいたします。

なお、作成した個別避難計画情報の提供について同意いただいた場合は、平常時から、災害時の支援に必要な限度で、避難支援等関係者へ情報提供いたします。（同意しない場合も、災害時に特に必要と認めるときは情報提供を行います。）

災害時の避難や家庭での備蓄などのポイントを知り、

ご家庭でできる備えをしておきましょう。

防災に関する知識を身に付け、ご家庭でできる備えをしておくことが大切です。

■ハザードマップを確認しておきましょう

ハザードマップとは、ある災害が発生した時に、危険と思われる箇所や災害時の避難場所などを地図にまとめたものです。

八千代市では災害の種類ごとにハザードマップを作成しています。

地震（ゆれやすさ・液状化）、水害（河川・内水）、土砂災害など
ハザードマップで、地域の災害リスク（想定される浸水の深さや土砂災害警戒区域など）や避難場所などを確認しておきましょう。



《八千代市作成のハザードマップの入手方法》

紙のマップは八千代市危機管理課、支所・連絡所などで配布しているほか、八千代市のホームページでも確認することができます。

Web 版ハザードマップについては、下記 URL もしくは右記の QR コードを携帯電話のカメラ（バーコードリーダー）で読み取って確認してください。

URL： <https://www.city.yachiyo.lg.jp/bosai/hazardmap/>



■防災情報を入手しましょう

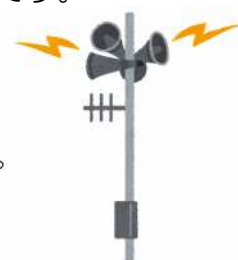
八千代市では防災情報を、防災行政用無線、防災情報メール、LINE、ホームページなどで配信しています。また、災害が差し迫り避難が必要となった場合、八千代市から避難情報を発令します。登録が必要なものについては、ぜひ事前に登録しておきましょう。

●自動電話応答サービス

防災行政用無線で放送された内容を確認したい場合の自動電話応答サービスです。（24 時間以内の直近の内容が記録されています。）

専用電話番号：0120-970-911（通話料無料）

また、八千代市のホームページでも放送された最新の内容を掲載しています。



●やちよ情報メール

大雨警報などの気象情報、地震の震度情報（本市震度3以上など）、防災に関する情報を配信します。

《登録方法》

右記の QR コードを携帯電話のカメラ（バーコードリーダー）で読み取るか、

「bousai.yachiyo-city@raidens3.ktaiwork.jp」に空メールを送信してください。

登録案内メールが自動的に配信されますので、確認して登録してください。



●LINE

防災・緊急情報などを発信します。携帯電話等で見るができます。

原則として返信は行いません。

《登録方法》

右記のQRコードを携帯電話のカメラ（バーコードリーダー）で読み取るか、LINE「ホーム」画面から、「友だち追加」で「検索」を選び、ID「@yachiyo_city」で検索して友だちに登録できます。



■非常持出品や備蓄品を準備しておきましょう

●非常持出品の準備

避難先で2～3日間過ごす時に必要なものを、リュックなどにまとめて用意しておきましょう。

【例】食べ物、飲み物、現金、携帯ラジオ、懐中電灯、

モバイルバッテリー、着替え、医薬品、洗面用具、体温計など

また、避難先で日頃服用している薬がわかるように、

自身のお薬手帳を避難する際は携行するようにしましょう。



●備蓄品の準備

大きな災害が発生した時には、電気、水道、ガス、トイレなどが利用できなくなる恐れがあります。災害発生から3日間（できれば1週間）は生活できるように、水や食料、簡易トイレなど生活に必要なものを準備しておきましょう。

また、日頃服用している薬など、自分にとってなくては困るものも、災害時に備えて余分に準備しておきましょう。

■地域の人と積極的にコミュニケーションを取りましょう

災害発生直後は、行政や消防などの避難支援には限界があります。

そのため、地域による助け合いがとても重要です。

地域のイベントや防災訓練に積極的に参加して、普段から同じ地域の人と顔見知りになっておくことは、災害時の備えとしても大切なことです。

まずは、近所の人とあいさつを交わしたり、自治会に入会してみるなど、地域の人と顔の見える関係をつくっていきましょう。



【問い合わせ先】

八千代市役所 健康福祉部 障害者支援課・長寿支援課
総務部 危機管理課

TEL：047-483-1151 / FAX：047-483-2665

※平日8時半から17時まで



八千代市
イメージキャラクター
やっち

避難行動要支援者名簿についてのQ & A

○なぜ、このような情報共有の仕組みづくりを行うのですか？

⇒避難支援が必要な方がどこにお住まいか、近隣の方などが知らないといざという時の支援が間に合いません。大規模災害が発生した直後は、行政が十分機能しないことも考えられるため、地域で支え合う仕組みづくりを行うものです。

○同意をすれば、災害発生時に必ず助けてくれるのですか？

⇒災害発生時に地域などから避難の支援を受けられる可能性が高くなりますが、支援が必ずなされることを保証するものではありません。また、支援者が法的な責任や義務を負うものではありません。

○施設入所や長期入院をしている場合、名簿の対象者とはならないのですか？

⇒名簿の対象者は在宅の方（一時的に入所、入院している方を含む）としています。施設への入所や、長期入院をしている方は、施設や病院での支援を受けられるため、名簿の対象者とはしていません。

○同意した場合、情報が地域の人すべてに提供されるのですか？

⇒八千代市地域防災計画で定められた避難支援等関係者にのみ、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供します。

○個人情報が多く知られるのではないかと不安なのですか？

⇒同意された方の名簿情報を避難支援等関係者に提供する際には、災害対策基本法に基づき守秘義務が課されています。また、不必要に名簿情報を共有・利用しないなど、適正な情報管理をしていただくよう周知しています。

○同意をしないと、災害発生時に支援を受けられないのですか？

⇒支援を受けられないことはありませんが、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を保有しておくことで、緊急時に対応しやすくなり、すぐに支援を受けられる可能性が高くなります。

個別避難計画についてのQ & A

○作成した計画書は誰が持っておくのですか？

⇒作成した計画書は、八千代市へご提出いただくほか、平常時から本人や家族、避難支援者で共有しておきましょう。また、避難支援等の実施に必要な限度で、八千代市から避難支援等関係者へ計画書の情報を提供することとしています。

○計画を作成したら災害発生時に必ず助けてくれるのですか？

⇒個別避難計画は、計画に基づく避難支援が必ず行われることを保証するものではありません。災害時には避難支援者の不在や被災などにより、避難支援を受けられない可能性もあります。

○地域の支援者（避難支援者・避難支援等関係者）からどのような支援が受けられるのですか？

⇒地域の支援者の方にお問い合わせするのは、あくまでも支援者自身の安全が確保できる範囲での支援です。具体的には、災害時の安否確認をはじめ、避難情報の伝達や、避難場所まで付き添いなどになります。地域の共助（助け合い）に基づく活動であり、いざという時のできる範囲での支援となります。

(参考)

指定緊急避難場所一覧表

番号	名 称	所 在 地	異常な現象の種類			
			洪水 浸水	崖崩れ	地震	大規模 な火事
1	大和田小学校	萱田町 628	○	○	○	○
2	大和田南小学校	大和田 628	×	○	○	○
3	大和田中学校	萱田町 645	○	○	○	○
4	南高津小学校	高津 421-3	○	○	○	○
5	西高津小学校	高津 832-38	○	○	○	○
6	大和田西小学校	大和田新田 409-3	○	○	○	○
7	東高津中学校	高津 1092	○	○	○	○
8	萱田小学校	ゆりのき台 6-20	○	○	○	○
9	萱田南小学校	ゆりのき台 3-7-3	○	○	○	○
10	萱田中学校	ゆりのき台 7-8-1	○	○	○	○
11	京成バラ園	大和田新田 755	○	○	○	○
12	新木戸小学校	緑が丘 2-4	○	○	○	○
13	みどりが丘小学校	緑が丘西 3-14	○	○	○	○
14	八千代西高等学校	吉橋 2405-1	○	○	○	○
15	秀明大学	大学町 1-1	○	○	○	○
16	睦小学校	桑納 176	○	○	○	○
17	睦中学校	島田台 756	○	○	○	○
18	八千代台東小学校	八千代台東 2-5-1	○	○	○	○
19	八千代台小学校	八千代台西 1-8	○	○	○	○
20	八千代台西小学校	八千代台西 7-23-1	×	○	○	○
21	八千代台西中学校	八千代台西 7-23-3	×	○	○	○
22	八千代台西市民の森	八千代台西 9-138 他	○	○	○	○
23	八千代台南市民の森	八千代台南 3-37-1 他	○	○	○	○
24	旧八千代台東第二小学校跡地広場	八千代台東 6-27	○	×	○	○
25	八千代中学校	八千代台北 14-9-1	○	○	○	○
26	八千代台第1公園	八千代台北 3-9-1	○	○	○	○
27	村上小学校	村上 1113-1	○	○	○	○
28	村上北小学校	村上 1113-1	○	○	○	○
29	村上中学校	村上 1643-55	○	○	○	○
30	酒井グラウンド	上高野 1270-3 他	○	○	○	○
31	旧米本小学校	米本 1386-6	○	×	○	○
32	旧米本南小学校	米本 2301	○	○	○	○
33	旧阿蘇小学校	米本 2586	○	○	○	○
34	保品近隣公園	保品 1772-19 他	○	○	○	○
35	勝田台小学校	勝田台 2-14	○	○	○	○
36	勝田台南小学校	勝田台 5-9	○	○	○	○
37	勝田台中央公園	勝田台 3-31	○	○	○	○
38	八千代総合運動公園	萱田町 253 他	○	○	○	○
39	高津小学校及び高津中学校等一帯の地域	高津 738-6 他（高津団地内）	×	○	○	○
40	勝田台中学校	勝田台 3-1	○	×	○	○
41	村上東小学校及び村上東中学校等一帯の地域	村上 1113-1（村上団地内）	○	○	○	○
42	八千代高等学校	勝田台南 1-1-1	○	○	○	○

令和7年4月現在